

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		妊婦給付認定の取消し
根拠法令及び条項		子ども・子育て支援法第10条の10 (妊婦給付認定の取消し) 第10条の10 妊婦給付認定を行った市町村は、妊婦給付認定を受けた者(以下「妊婦給付認定者」という。)が当該市町村以外の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めるときその他政令で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。
所 管 部 課 係 名		いきいき健康部保健センター保健指導第1係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準  (未設定の場合はその理由)	未設定(法令の規定により基準が言い尽くされているため)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	令和7年4月1日設定(令和 年 月 日最終変更)